扶養認定の取消要件に該当していませんか？

資格 担当
☎06-6941-3164

「令和５年度　被扶養者に係る資格の確認調査」において、事実発生に遡って認定取消となる対象者が多数ありました。

認定取消となる主な事例とその手続きに必要な書類は下表のとおりです。

収入超過、別居に伴い組合員と生計維持関係がなくなる場合などは、下表または支部ホームページを参考に扶養認定の取消要件に該当していないかご確認ください。

被扶養者の認定取消となる代表的な事例と必要書類

事　例	取消年月日	必要書類
就職により、健康保険の被保険者となった	就職日	**・加入した保険組合の「健康保険証」の写し（身分証明書、在職証明書は不可）** ※就職期間の長短にかかわらず、認定を取消します。
アルバイトやパートによる給与収入が130万円を超過した　（注）[◆]	雇用日 又は共済組合が超過したと判断した日	**・「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」** **・必要に応じて、所得（課税・非課税）証明書** ※雇用された時点で年間の収入額が130万円以上[◆]になることが見込まれる場合は、雇用日をもって認定を取消します。
公的年金等の受給による年金額が130万円を超過した　[◆]	年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された発行日の７日後	**・最新の年金額がわかる通知書の写し（年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し）** ※公的年金（遺族、障害、共済、厚生、国民、恩給、扶助料　等）及び個人年金 ※遺族年金・障害年金は非課税ですが、恒常的な収入に含まれます。 ※個人年金は、税法上の取り扱いとは異なり、必要経費等を控除することなく、年間の支給額をもって恒常的な所得の額とみなしますので、ご注意ください。
事業の収入（不動産・株・農業を含む）がある（年間130万円以上）［◆］	確定申告日	**・「確定申告書控」の写し** **・「収支内訳書」の写しまたは「損益計算書」の写し** 共済組合が認める必要経費は、所得税法上の必要経費の扱いとは異なります。

（注）アルバイトやパート勤務等の短期間被雇用者の場合

勤務時間や勤務日数が定まらない場合は、月々の所得が認定限度額108,334円（130万円÷12月）を超過した月から**４か月連続で月収が108,334円を超えたとき、４か月目の初日を取消日として認定を取消します。**

ただし、４か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、12か月間の収入額が130万円を超えた場合は、超えた月の初日で認定を取消します。

[◆] 被扶養者が、以下①又は②に該当する場合は、年額130万円を180万円に読み替えてください。
①障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
②60歳以上

被扶養者の認定取消の詳細についてはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索
→ 大阪支部について → 「刊行物」
→ 「教職員のための共済のしおり」
→ 「Ⅱ組合員資格の取得と喪失、関連する手続き」

認定取消後国民健康保険等に加入の場合は、資格喪失証明書の交付依頼を！

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索
→ 手続きナビ → 「様式集」
→ 組合員資格等関係の様式【1】内「資格喪失証明書交付申請書」

遡及して認定取消となった場合

取消日以降の医療費は全額自己負担となります。

共済組合が負担した医療給付金（総医療費のうち、窓口負担した費用を除いた残り７割もしくは、８割分）を全額返還していただきます。手続が遅れると返還額が高額になる場合もあります。
日頃から被扶養者の収入状況を把握し、取消の事実が生じた場合は、速やかに取消手続きを行ってください。

配偶者の場合は、国民年金第３号の資格も喪失しますので、特にご注意ください。

貸付制度のご紹介

貸付 担当 ☎06-6941-2865

組合員の皆さまを資金面でサポートするため、**貸付制度**をご用意しています。
臨時に資金が必要となったときは、**一般、住宅関連、教育、医療**など目的に応じた貸付けをご利用いただけます。

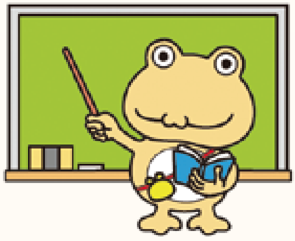

貸付事業キャラクター
おたすケロ

利率　年利 1.32%※　　手数料・担保は不要です。

※令和６年４月現在の利率（変動制）です。なお、利率には、保証料率（年0.06%）を含んでいます。

- 貸付けをご利用いただくには、申込をする月を含めて引き続いて**組合員期間が６か月以上必要**です（４月１日資格取得の場合、９月１日以降申込み可能）。また、**生活費の補填**や**借金の返済**等にはご利用いただけません。
- 再任用組合員等（臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など）の任期を定めて任用される職員は、**発令されている任期の範囲内で返済可能な金額・償還回数が上限となる特別貸付**のみご利用いただけます。
- 申込書類については、所属所でご確認いただき、必要書類等持参のうえ、**本人が窓口**でお申し込みください。スケジュールは、毎月**10日申込締切**、その月の**26日送金**です（いずれも土日祝日に当たる場合は繰上げ）。

～定年引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方へ～

◎地方公務員法の改正に伴い、令和５年４月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の４月１日以後、７割水準となります。当共済組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も償還が続く場合、給料月額が７割水準となりますが、**償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されます**ので、ご留意ください。

貸付種別ごとの限度額や必要書類など、詳細についてはこちらから
HP　公立学校共済組合 大阪支部　検索　→ こんなときガイド → 資金を必要とするとき